

2013年度事業報告

大阪地域医療ケア研究会は、高齢者や障害者をはじめ全ての住民が安心して身近な地域で健康管理ができ、人権に根ざした医療やケア等が受けられる先進的な地域医療の実現を図るため、研究会活動を行ってきました。大阪地域医療ケア研究会は設立から11年目に入り、研究会の主旨が多くの人に理解され、活動の広がりを得ることができました。

又、医療・保健・福祉等の関係者および地域住民の方々を対象に、第11回研究大会、第10期在宅医療・ケア塾、会員学習会などを開催し、地域医療に関する研究や情報交換・交流を行いました。

1. 幹事会の開催

	開催日	内 容
第1回	5月16日	2013年度総会・第11回研究大会の企画
第2回	6月27日	2013年度総会・第11回研究大会の詳細検討
第3回	10月10日	研究大会の総括と在宅医療・ケア塾の企画
第4回	11月21日	第10期在宅医療・ケア塾の詳細検討
第5回	1月9日	第10期在宅医療・ケア塾の詳細検討
第6回	3月2日	2014年度総会・第12回研究大会の企画
第7回	3月27日	2014年度総会・第12回研究大会の詳細検討
第8回	5月22日	2014年度総会・第12回研究大会の詳細検討

2. 会員学習会の開催

開催日 4月17日(木)
内 容 2014年度診療報酬改定および介護保険制度改定の行方
講 師 洪 東基さん(共和病院医療福祉課長)
参加者 11人

3. 総会および第11回研究大会の開催

開催日 2013年8月4日(日)

会場 弁天町市民学習センター

総会 12:00～12:30

研究大会 13:00 開会

特別報告 川合秀治副会長

東北被災地での在宅医療の取り組み

パネルディスカッション

武 直樹さん(いくの市民活動センター)

「共生ケアを通じたつながりづくり!まちづくり!」

西村洋三さん(あでらんて二条通りケアプランセンター)

「生野区で始まった共生ケア」

米田早苗さん(NPO法人ほっとすまいる)

「笑顔でつながる共生ケア」

参加者 41人

4. 第10期在宅医療・ケア塾の開催

第1講 ピアカウンセリング入門編

開催日 2014年 1月25日(土)

会場 HRCビル

講師 高 富栄さん(新淡路病院医局長)

参加者 28人

第2講 虐待について

開催日 2014年 3月 2日(日)

会場 阿倍野市民学習センター

講師 松原宏樹さん(瑞光苑居宅部門 部門長)

事例発表 生地典子さん(なかじま訪問介護)

栗林亮子さん(南大阪軽費老人ホーム)

安積しのぶさん(ケア花・花)

鋤本文子さん(かいごしえんセンター マウムデロ)

参加者 34人

2014年度事業計画(案)

■ 基本方針

当研究会は、地域医療を実践している医療機関、団体、市民に参加を広く呼びかけて、高齢者や障害者をはじめ、全ての住民が、安心して身近な地域で健康管理ができ、人権に根ざした医療やケア等が受けられる先進的な地域医療の実現を図ることを目的に2002年12月に設立し、今年度は、設立から12年目を迎えることとなりました。

現在、医療・保健・福祉等の関係者が集まって年間を通じて研究、交流及び情報発信等を行っております。全ての住民が健康で文化的な生活が保障され、全てのライフステージにおいて自分らしく誇りと生きがいを持った生活を送れるよう、また自己の可能性の発見と夢を実現されることができると社会を目指しています。そのために、今年度も引き続き、医療とケアが連携した総合的な生活支援システムとネットワークを地域で構築するために、研究や情報共有を行っていきます。

■ 基本研究テーマ

(1) 患者(住民)の尊厳を支える医療を提供するための

- ・誰もが、いつでも、どこでも、適切な医療を受けることができる地域医療の推進
- ・患者の自己選択にもとづく医療の提供
- ・インフォームドコンセントの推進

(2) 住民の暮らしを支えるために

- ・専門機関のネットワーク
 - ー医療と介護、福祉が連携した地域医療ケアシステムの構築
- ・地域住民のネットワーク、地域住民との連携、協働
 - ー住民の暮らしを支える地域住民の「つながり」の構築
- ・地域住民が身近なところで、気軽に、安心して相談できる場の確保
 - ー健康、医療、介護に関わるよろず相談機能の確立

(3) 天寿を全うすることを地域で支えるために

- ・地域で支えるターミナルケアの推進
- ・認知症ケアの推進

■ 事業活動の柱

- (1) 総合的な地域医療に関する研究
- (2) 先進的な地域医療の実践交流及び研究大会等の開催
- (3) 多職種協働による地域医療の質の向上のための研修
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

■ 国内情勢

大阪地域医療ケア研究会は今年度で１２年目を迎えます、介護保険も施行から１４年を迎え、医療現場も看護・介護現場も大きく変化し「地域包括ケアの時代」・「病院中心から地域中心の時代」と言われ、政府も２０１４年２月１２日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定に基づき、第１８６回国会に提出し、５月１４日、衆院厚生労働委員会で、自民、公明両党の賛成多数で強行可決され、６月１８日、参議院で可決、成立しました。

この、医療・介護総合確保法案は医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を通じて医療と介護の総合的な確保を推進するとして、社会保障制度改革国民会議報告を下敷きに、先に可決されたいわゆる「プログラム法」を具体化する法案になっています。この法案は医療法、介護保険法など１０をこえる法律を一括して改定しようとするもので、施行日は２０１４年から２０１９年までの８段階におよぶ案になっています。

今後、医療・介護総合確保法案が地域の中でどう具体化されていくのか。医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を通じて医療と介護の総合的な確保を我々として、どう提起していくのか、そのために何をしなければならないのか、この大きな転換期に研究会などを通じ大阪地域医療ケア研究会の底力を見せなければなりません。

■ 事業内容

超高齢者社会を迎える中で、「地域包括ケア」の時代といわれるがどのような介護・医療の地域システムが必要か、議論するうえにもおいても、また、幹事・会員事業所で研修を企画・立案し、最もフィットした研修を実施・評価していくためにも、日常の目の前の仕事に追われ、学習する時間もない幹事・会員の力量を高める１年とします。

具体的には、幹事会を効率よく運営し学習会と組み合わせ、集大成として研究大会を開催します。

（１）幹事会・勉強会

病院中心の時代は終わり、「地域包括ケア」といわれているが、様々な捉え方があり、幹事会・勉強会を通じ討論します。

尚、第１回学習会「２０１４年度の診療報酬の改定について」を４月１７日に開催しました。

（２）総会・研究大会

・第１２回研究大会

日時：７月１３日（日）１０：００～１２：００

場所：大阪リバーサイドホテル

メインテーマ：「どうなんねん？これからの在宅医療・ケア」

基調講演：岡山県保健福祉部長 坂井容子さん

シンポジウム：北之馬太一さん・大橋奈美さん・宮城信行さん

・ 2014年度総会

日時：7月13日（日）12：00～12：30

場所：大阪リバーサイドホテル

・ 第13回研究大会

単発開催により「医療塾」ではなく「研究大会」とします。それに向けて、幹事会・学習会・合宿を積み上げた研究大会（3月）にします。

（3）合宿

日常の事業・仕事に追われている中で、幹事を中心に少子・超高齢化社会の医療・介護のあるべき姿を追求し、「医療・介護」連携のあり方・「地域包括ケア」のなどを中心に勉強会・交流会（10月）を開催します。

主な日程

		内 容	備考
7月	総会・研究大会	どうなんねん？これからの在宅医療・ケア	
10月	合宿（幹事会）	地域包括ケアの時代にわれわれはどうすべきか	
11月	幹事会・勉強会	介護保険はどこに向かうのか	
1月	幹事会・勉強会	医療保険はどこに向かうのか（パート2）	
3月	研究大会	消費税どこに？社会保障は	
5月	幹事会・勉強会	介護と医療の連携はできるのか	
7月	総会・研究大会		

2013～2014年度 『大阪地域医療ケア研究会』の役員

役 職	氏 名	所 属
会 長	中嶋 啓子	(医) 啓友会 なかじま診療所
副会長	川合 秀治	わかこうかいクリニック
事務局長	中村 一成	(社福) あさか会
幹 事	濱本 哲	(社福) 泉長会
幹 事	岡崎 和佳子	(有) 菜の花
幹 事	長畑 卓治	(医) ハートフリーやすらぎ 住吉診療所
幹 事	古川 英二	矢田生活協同組合 矢田生協医療センター
幹 事	山口 八千代	個人会員
監 査	吉川 経祥	(医) ハートフリーやすらぎ 訪問看護ステーション

大阪地域医療ケア研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪地域医療ケア研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を大阪市住吉区帝塚山東5-8-3 住吉診療所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、高齢者や障害者をはじめ全ての住民が、安心して、身近な地域で健康管理ができ、人権に根ざした医療やケア等が受けられる先進的な地域医療の実現を図るため、医療・保健・福祉等の関係者が研究、交流及び情報発信等を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合的な地域医療に関する研究
- (2) 先進的な地域医療の実践交流及び研究大会等の開催
- (3) 地域医療の質の向上のための研修
- (4) 地域医療に関する情報発信
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する団体ならびに個人とする。

(1) 団体・法人会員

医療法人、社会福祉法人等、本会の目的に賛同する団体・法人

(2) 事業所会員

本会の目的に賛同する事業所

(3) 個人会員

本会の目的に賛同する個人

(会費)

第6条 団体・法人会員及び事業所会員、個人会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

第3章 役員

(種別)

第7条 本会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 事務局長 1 名
 - (4) 幹事 5 名以上 15 名以内（会長、副会長、事務局長を含む。）
 - (5) 監査 1 名
- 2 幹事及び監査は、総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び事務局長は、幹事の互選により定める。

(職 務)

第 8 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を処理する。
- (4) 幹事は、幹事会を構成し、業務を議決し、執行する。
- (5) 監査は、会計処理等に関する事務を監査する。

(任 期)

第 9 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 4 章 総会及び幹事会

(総 会)

第 10 条 本会の総会は、第 5 条に定める会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 3 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 4 臨時総会は、幹事会が必要と認めたときに開催する。
- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 7 総会は、会員の過半数以上の出席及び委任状で成立し、議事は出席会員の過半数の賛成で議決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(幹事会)

第 11 条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、本会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に附議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 幹事会は、会長が必要と認めたとき又は幹事の3分の1から開催の請求があったときに開催する。

4 幹事会は、会長が招集する。

第5章 その他

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第13条 本会則は、総会において、総会員数の3分の2以上の同意（委任状による同意を含む。）を得なければ変更することができない。

附則

1 本会則は、2002年12月1日から施行する。

2 2002年度に徴収する会費は、第6条の規定に関わらず2002年度と2003年度分の会費とする。

3 本会の設立当初の役員は、第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、2004年3月31日までとする。

4 2005年度の総会決議により、団体会員の会費を20,000円と改定し、2005年4月1日より施行する。

5 本会則は、2012年8月5日から施行する。

6 本会則は、2013年8月4日から施行する。

会員会費

会員種別	年会費	備 考
団体・法人会員	年 20,000円	医療法人、社会福祉法人等、本会の目的に賛同する団体・法人
事業所会員	年 5,000円	本会の目的に賛同する事業所
個人会員	年 2,000円	本会の目的に賛同する個人